

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

公告

○建築基準法による一団地の区域 (二件)……………

……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………

○東京都知事表彰……………

…(生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課)……………

○優良映画等の推奨……………

…(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課)……………

○開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

告示

●東京都告示第千八百八十三号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区下丸子四丁目六十五番一の一 令和五年十月十八日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千八百八十四号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年十一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

目黒区中目黒二丁目十七番から十九番まで、二十八番一、三十一番二、同番四、二百八十三番三及び渋谷区恵比寿南三丁目四十八番五の各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁第二本庁舎三階中央)

公告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) 第六条の規定に基づき、令和五

年十一月二十一日に表彰されたものは、次のとおりである。

令和五年十一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成成功労者】

新井 清司 青少年を健全に育成するために多年にわたり積極的に活動し、特に顕著な功績をあげられました。

渡部 志乃

竹内 陽治

藤塚 利男

長谷川 豊

鈴木 俊朗

高安 博

秋庭 寿栄

田沼 保彦

奥地 彰一

石川 由喜夫

志村 春次

金子 勝治

東城 恵美子

潮来 みどり

村上 久美子

吉田 郁子

中田 叔匡

田尻 真由美

小林 美奈子

三枝 節夫

高田 都子

野村 勝太郎

宮崎 三七榮
 多島 三好
 四宮 淳司
 関塚 みよ子
 遠藤 吉信
 小川 栄三
 後藤 重子
 森園 高博
 岡 由美
 熊谷 順子
 高橋 誠
 魚躬 みゆき
 井越 裕子
 伊藤 仁
 渡邊 貴代子
 櫻井 ゆかり
 和久井 茂文
 岩本 貢一
 小川 寛紀
 橋本 よし江
 寺田 達也
 鈴木 美貴子
 岡部 実加子
 高田 礼子
 酒井 律子
 佐原 勇
 井沢 啓一
 早坂 アサ子

熊澤 祐子
 榊原 昭
 土井 久美子
 須賀 妙子
 手面 涼子
 鈴木 茂克
 岩崎 久美子
 柑子木 裕美
 柿内 健介
 染宮 利章
 篠 政男

【青少年健全育成功労団体】
 ガールスカウト東 青少年を健全に育成するために多年に
 京都第六十五団 わたり積極的に活動し、特に顕著な功
 績をあげられました。

【模範青少年】
 工藤 心音 公共への奉仕や青少年の指導など、他
 猪狩 彩 の青少年の模範となる行動をなさいま
 原島 星碧羅 した。

【模範青少年団体】
 深沢中学校 茶道 公共への奉仕や青少年の指導など、他
 部の 青少年の模範となる行動をなさいま
 江戸川区子ども会 した。

連合会 松江南支
 部
 町田市子どもセン
 ターつるっこ 子
 ども委員会
 南大沢交通少年団
 高輪交通少年団

志村消防少年団
 神田消防少年団

優良映画等の推奨について
 東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年
 東京都条例第八十一号)第五条第二号の規定により、青
 少年を健全に育成する上で有益であるものとして、次のと
 おり推奨する。

令和五年十一月二十一日
 東京都知事 小 池 百合子
 推奨番号 種類 名称 制作者等 推奨理由
 四八九 映画 ブルーバツ ロバート・ 青少年を健全
 ク あの花 コノリー に育成する上
 を見ていた で有益である
 と認める。

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和五年十一月二十一日
 東京都多摩建築指導事務所長
 名 取 伸 明
 開発区域又は工区に 許可を受けた者の
 含まれる地域の名称 住所及び氏名
 あきる野市三内字峰ヶ谷戸七 あきる野市館谷二百二十二
 十七番五の一部、七十八番三、番地九
 同番四の一部、八十五番一及 大多摩開発株式会社
 び同番四 代表取締役 南澤 敏雄

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十一月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年十一月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 有楽町電気ビル

二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目七番一号

三 設置者名 三菱地所株式会社ほか六名

四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか

五 変更を行った設置者名 三菱地所株式会社ほか二名

六 変更前の設置者の代表者名 吉田 淳一（三菱地所株式会社）ほか

七 変更後の設置者の代表者名 中島 篤（三菱地所株式会社）ほか

八 変更日 令和五年六月九日ほか

九 届出日 令和五年十一月二日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十一 縦覧期間

令和五年十一月二十一日から令和六年三月三十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

